

# (平成 16 年版) 特記仕様書(機械設備)

## 1. 工事概要

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (m <sup>2</sup> )	用途区分 消防法施行令別表第一
1.		階建(地下 階 塔屋 階)		
2.		階建(地下 階 塔屋 階)		
3.		階建(地下 階 塔屋 階)		
4.				
5.				
6.				
計				

(注:延面積は建築基準法による表記)

4. 工事種目( 印を付けたものを適用する)

建物別及び屋外 工事種目	工 事 種 目				屋 外
・ 空気調和設備	・ 一式	・ 一式			
・ 換気設備	・ 一式	・ 一式			
・ 排煙設備	・ 一式	・ 一式			
・ 自動制御設備	・ 一式	・ 一式			
・ 衛生器具設備	・ 一式	・ 一式			
・ 給水設備	・ 一式	・ 一式			・ 一式
・ 排水設備	・ 一式	・ 一式			・ 一式
・ 給湯設備	・ 一式	・ 一式			・ 一式
・ 消火設備	・ 一式	・ 一式			・ 一式
・ 厨房設備	・ 一式	・ 一式			
・ ガス設備	・ 一式	・ 一式			・ 一式
・ 排水処理設備					・ 一式
・ 撤去工事	・ 一式	・ 一式			・ 一式

5. 設備概要( 印のものが該当する)

空気調和 設備	冷房方式 主要熱源 機 器 空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全空気式    ・ 水空気式    ・ 個別熱源式</li> <li>・ 水冷式チリングユニット    ・ 空冷式チリングユニット</li> <li>・ 水冷式遠心冷凍機    ・ 水冷式スクルー冷凍機    ・ 吸収冷凍機</li> <li>・ 水冷式パッケージ形空気調和機    ・ 空冷式パッケージ形空気調和機</li> <li>・ ガスエンジン式パッケージ形空気調和機</li> </ul>
------------	------------------------------	--

換気設備	機械換気(・有・無)	
排煙設備	機械排煙(・有・無)	
自動制御設備	・電気式・電子式・デジタル式・中央監視制御装置	
衛生設備	給水方式	・水道直結方式・高置タンク方式・加圧給水方式 ・飲料水と雑用水[・タンク(・同系統・別系統)・配管(・同系統・別系統)]
	排水方式	・建物内の汚水と雑排水(・分流・合流) ・ポンプ排水(・汚物・汚水・雑排水・雨水)・無 ・建物外放流方式 (1)汚水　・下水管直放流・し尿浄化槽 (2)雑排水　・下水管直放流・し尿浄化槽・側溝
	給湯設備	・有[・局所式・中央式( )]　・無
	消火設備の種別	・屋内消火栓・スプリンクラー・二酸化炭素消火・泡消火・粉末消火 ・屋外消火栓・連結送水管・連結散水・消火器
	ガスの種類	・都市ガス ・液化石油ガス(LPG)
中水道設備	給水方式	・高置タンク方式・加圧給水方式
	用途	・トイレ洗浄水・散水・洗車・修景用水・灌水用水・冷却塔補給水
	原水	・汚水・雑排水・井戸・雨水・厨房排水
	その他	・管材等については給水設備の項に準ずる。

## 6. 県産資材の優先使用及びその他

1)本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する。

## 7. 公共事業労務費調査に対する協力

- 1)本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2)調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事経過後においても同様とする。
- 3)公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4)本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 2. 工事仕様

### 1. 共通仕様

- 1)図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成16年版)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成16年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成16年版)」(以下「標準図」という)による。
- 2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は( / )図、建築工事の工事仕様書は( / )図による。

2.特記仕様

- 1)章及び項目は番号に 印のついたものを適用する。  
 2)特記事項は 印の付いたものを適用する。ただし 印のない場合は 印を適用する。  
 ・ 印と のついた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
1 一 般 共 通 事 項	1. 工事实績情報の登録	請負金額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報を作成し(財)日本建設情報総合センターに登録する。
	2. 施工体制台帳・体系図の提出	工事を施工するために、締結した下請契約の代金の総額が 3,000 万円以上になる工事は、施工体制台帳等を提出する。
	3. 工事保険等	1)建設業退職金共済に加入(請負金額が 500 万以上の工事) (1)建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後 1 ヶ月以内に契約者に提出する。 (2)当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 (3)未加入下請業者に対して加入を指導する。 2)建設労災補償共済に加入 (1)建設労災補償制度への加入証明書等を契約後 1 ヶ月以内に契約者に提出する。 3)組立保険、火災保険、賠償責任保険、その他の保険に加入する。 (保険期間は、原則として工事着工日から工期最終日+14 日以上とする)
	4. 官公署への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。
	5. 機材等	1)本工事に使用する設備機材等は、別表 3 及び図面に記載されたもの又は、これらと同等のものとする。ただし、機材は監督職員の承諾を受ける。 2)この特記仕様書でいうステンレス鋼とは、JISG4303、4304、及び 4305 による SUS304、316、及び 430 をいう。
	6. 主任技術者等の資格	下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。 ・ 資格の区分 1) (イ)建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定 (以下「技術検定」という。) のうち、1 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 (ロ)技術士法(昭和 58 年法律第 25 号) による第二試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・ 資格の区分 2) (イ)技術検定のうち、1 級又は 2 級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 (ロ)資格の区分 1) の(ロ)に掲げる者
	7. 技能士の適用	・ 配管施工(配管工事)                      ・ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付) ・ 熱絶縁施工(保温工事)                      ・ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け)
	8. 電気保安技術者	・ 要( ・ 電気主任技術者 ・ 監督職員が承諾した者)                      ・ 不要



18.総合調整及び測定表

総合調整(測定及び記録を含む) は下表により測定して、測定表を提出する。方法その他については監督職員の指示によるものとする。

総合調整項目	測定又は記録の箇所
・ 風量	・ 吹出口 ・ 吸込口 ・ 風量測定口のある箇所
・ 水量	・ 流量計の設けられている箇所
・ 空気温湿度	・ 空調される部屋 ・ 換気される部屋 ・ 外気 ・ 吹出口
・ 気流及び塵埃	・ 空調される部屋 ・ 換気される部屋 ・ 外気 ・ 吹出口
・ 騒音	・ 冷凍機 ・ 空調機 ・ ポンプ ・ 送風機 ・ 冷却塔 ・ 吹出口 ・ 吸込口
・ 初期運転状態の記録 ( ・ 電圧 ・ 電流 ・ 圧力 等)	・ 冷凍機 ・ 空調機 ・ ポンプ ・ 送風機

19.案内板

主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等の案内板を設ける。

20.埋戻し土、盛土

- ・ 根切り土の中の良質土 (ただし、コンクリート管及びステンレス管以外の管の周囲は山砂類)
- ・ 山砂の類

21.保温外装材及び防食処理

- 1)外装材に使用するステンレス鋼の板厚は、0.3mm 以上とする。
- 2)表面が金属である管を直接コンクリート内に埋設する場合は、プラスチックテープ 1/2 重ね 1 巻きとする。なお、モルタルの埋め戻しは標準仕様書第 2 編 4.5.1 の左官工事による
- 3)屋外及び多湿箇所に使用する伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント等のフランジは( ・ 鋼製(溶融亜鉛めっき) ・ ステンレス鋼製) とする。
- 4)屋内に使用する伸縮継手、防振継手、フレキシブルジョイント等のフランジは  
[ ・ 鋼製 ・ 鋼製(溶融亜鉛めっき) ・ ステンレス鋼製] とする
- 5)屋外及び多湿箇所に使用する吊り金物、支持金物、ボルトナット、座金等は ( ・ 鋼製(溶融亜鉛めっき) ・ ステンレス鋼製) とする。
- 6)屋内に使用する吊り金物、支持金物、ボルトナット、座金等は ( ・ 鋼製(溶融亜鉛めっき) ・ ステンレス鋼製) とする。
- 7)溶融亜鉛めっきされた材料の加工(切断、切削、溶接等) は禁止する。
- 8)上記の 3)4)5)6)において溶融亜鉛めっき仕上げとされたものはステンレス鋼製に換えてもよい。
- 9)屋外機は耐塩処理(県内工場)を施す。

22.塗装

- ・ 見えがかり部分は塗装を施すこと。(露出部分全て塗装)  
標準仕様書第 2 編 3.2.1 による。

23.耐震措置

機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる(1)及び(2)を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針(1997年版)」(建設省住宅局建設指導課監修)による。  
 (1)機器の設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯層にあっては有効重量)に、次に示す設計用標準震度(下表中、固定の機器/防振支持の機器/水槽類) を乗じたものとする。

特定の施設

設置場所	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0/2.0/2.0	1.5/2.0/1.5
中間階	1.5/1.5/1.5	1.0/1.5/1.0
1階及び地下階	1.0/1.0/1.5	0.6/1.0/1.0

一般の施設

設置場所	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	1.5/2.0/1.5	1.0/1.5/1.0
中間階	1.0/1.5/1.0	0.6/1.0/0.6
1階及び地下階	0.6/1.0/1.0	0.4/0.6/0.6

上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10から12階建ての場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階

中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

重要機器類は次のものを示す。

- ・ 給水装置      ・ 排水装置      ・ 換気機器      ・ 空調機器
- ・ 熱源機器      ・ 防災設備      ・ 監視制御設備      ・ 危険物貯蔵装置
- ・ 火を使用する設備      ・ 避難経路上に設置する機器
- ・

(2)機器の設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。

(3)100KG以下の軽量の機器(標準仕様書の適用を受けるものは除く)においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとする。

24.絶縁処置

機器接続部の絶縁処置は      ・ 要(      ・ 図示      ・      )      ・ 不要

25.電線管及び電線

電線管及び電線は図示によるほか下記による。

- (1)屋内露出      ・ ねじなし電線管      ・ 薄鋼電線管      ・ VE
- (2)屋内いんぺい      ・ PF管(一重管)  
    コンクリート埋設      ・ CD管      ・ PF管(一重管)
- (3)屋外露出      ・ HIVE      ・ 厚鋼電線管
- (4)土中      ・ FEP管      ・ HIVE      ・ VE
- (5)可とう電線管      ・ 二種金属製可とう電線管
- (6)電線      ・ EM電線      ・ ビニル絶縁電線
- (7)ケーブル      ・ EMケーブル      ・ CVケーブル

26.他工事との取り合い

- 1)別表-2による(配線は接続を含むものとする)ただし、図示されたものを除く。
- 2)各項目に必要な位置、大きさ、数量等は他工事の施工に支障をきたさないよう速やかに明示し、監督職員と打ち合わせる。

	<p>27.電子納品運用ガイドライン(案)の適用</p> <p>28.完成図及び保全に関する資料</p> <p>29.電子納品業務</p> <p>30.施工の安全確保</p> <p>31.その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用する</li> <li>・ 適用しない</li> </ul> <p>・ 本工事では設計図 CAD データを貸与するものとし、貸与された CAD データを本工事おける施工図または完成図の作成のため以外に使用してはならない。CADデータの著作者 ( )</p> <p>請負者は、工事が完成したときは下記のものを作成し監督職員に提出する。</p> <p>1)工事完成時における設備の現状を明確に記載した完成図面として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原図(A1版) 1部</li> <li>・ 青図(観音開製本) 1部</li> <li>・ 縮小版(白焼観音開製本) 2部</li> <li>・ マイクロフィルム 1部</li> <li>・ CD-ROM(CADデータ) 2部</li> </ul> <p>なお、CD-ROMについては電子納品運用ガイドライン(案)[営繕事業編]に基づき作成し、(財)沖縄県建設技術センターにおいて、収録内容の確認を受けた後に、センター発行の確認証とともに提出する。</p> <p>2)保全に関する資料 (ただし、電子納品対象業務の場合は、提出する CD-ROM に格納するものとする。)</p> <p>電子化する費用は共通費に含まれるものとする。</p> <p>「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、施工の安全確保を図ること。</p> <p>ボルト・ナット及びビスは、座金を介して取り付ける。(ただし機器等で現場に搬入される前に取り付けられたものを抜く)</p>
<p>2 空 気 調 和 設 備</p>	<p>1.ダクトの工法</p> <p>2.ダクトの区分</p> <p>3.風量測定口</p> <p>4.チャンバー等</p>	<p>1)長方形ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アングルフランジ工法とする。</li> <li>・ コーナーボルト工法( ・ 共板工法 ・ スライド工法)とする。ただし、長辺の長さが1,500mmを越えるダクトは、アングルフランジ工法ダクトとする。</li> </ul> <p>2)円形ダクトは( ・ スパイラルダクト ・ 消音スパイラルダクト)とする。</p> <p>低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト</p> <p>下記の箇所に風量測定口を取り付ける。</p> <p>(1)送風機吐出側又は吸い込み側</p> <p>(2)外気取り入れダクト</p> <p>(3)その他、図示する箇所</p> <p>1)外壁に面するガラリに取り付けるチャンバー及びダクトは (ステンレス鋼製 ・ 亜鉛鉄板製とし内面をエポキシ樹脂コーティングを施したもの)とし範囲は図示による。また必要に応じ排水用コックを設ける。</p> <p>2)内貼を施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。</p> <p>3)空気調和機に取付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。</p>

	4)ガラリーに直接取り付けるチャンパー類は雨水の滞留のないように加工する。
5. 消音内貼り	消音内貼り材は( ・ ロックウール ・ グラスウール) とする。
6. 吹出口,吸込口の材質	1)ユニバーサル形吹出口 ( ・ アルミ製 ・ 鋼板製) 2)シーリングディフューザー形吹出口 ( ・ アルミ製 ・ 鋼板製) 3)ノズル形吹出口 (ノズル ( ・ アルミ製 ・ 鋼板製)) 4)吸込口 (アルミ製 ・ 鋼板製)
7. 防煙ダンパー	遠隔復帰式 (電圧 DC24V 電流 0.7A 以下) ・ 手動復帰式
8. たわみ継手	たわみ継手での漸拡、漸縮などの変形は禁止する。
9. 定風量ユニット 変風量ユニット	・ メカニカルタイプ ・ 風速センサータイプ ・ 絞り式 ・ バイパス式
10. ダンパー類の大きさ	ダンパー類の寸法は、接続されるダクトの寸法と同じとする。
11. 配管材料	別表 - 3 - (1) による。ただし図示されたものを除く。
12. 弁類	下記による。ただし、図示されたものを除く。 1)弁の JIS の呼び圧力は ( ・ 5K ・ 10K ) とする。 2)弁類の呼び径は、接続される管の呼び径と同じとする。
13. 温度計	取り付け箇所は標準仕様書によるほか、下記の箇所に取り付けする。 1)空気調和機回りの給気ダクト、換気ダクト、外気ダクト 2)その他上記以外の箇所で図示する箇所
14. 瞬間流量計	コック付きとし、取付け箇所は標準仕様書によるほか、図示によるものとし、 方式は ( ・ オリフィスプレート式 ・ ピトー管式) とする。
15. 保温	1)保温材は (1)ダクト ( ・ ロックウール ・ グラスウール ・ ポリスチレンフォーム) とする。 (2)冷水、冷温水管 ( ・ ロックウール ・ グラスウール ・ ポリスチレンフォーム) とする。 (3)ドレン管 ( ・ ロックウール ・ グラスウール ・ ポリスチレンフォーム) とする。 (4)蒸気管 ( ・ ロックウール ・ グラスウール) とする。 2)保温外装材は標準仕様書第 2 編 3.1.4 によるほか、下記による。 (1)ダクト[屋内露出(居室、廊下)] ・ 亜鉛鉄板 ・ カラー亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板 (2)ダクト[屋内露出(書庫、倉庫、機械室、共同構)] ・ 亜鉛鉄板 ・ カラー亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板

(3)ダクト[屋外露出など]

- ・ 亜鉛鉄板 ・ カラー亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板
- ・ ステンレス鋼板

(4)配管[屋外露出など]

- ・ 亜鉛鉄板 ・ カラー亜鉛鉄板 ・ アルミニウム板
- ・ ステンレス鋼板

(5)冷媒管[屋外露出など]

- ・ 保温化粧ケース(スリムダクト) ・ カラー亜鉛鉄板
- ・ アルミニウム板 ・ ステンレス鋼板

3)標準仕様書第2編表2.3.7中の種別3(冷水管のみ)の保温材の厚さを、下表に読み替える。

種別	呼び径	15～50	65～300	参考使用区分	
	3	・ イ	40	50	ロックウール
・ ロ		40	50	グラスウール	
・ ハ		40	50	ポリスチレンフォーム	

4)冷水管の保温にポリスチレンフォーム保温材を使用する場合の施工順序は下記によるものとし、ポリスチレンフォーム保温筒は、その合わせ面の全てを接着剤で貼り合わせた上その合わせ面の全てを粘着テープで貼る。

(1)屋内露出 (一般居室、廊下)

- 1.保温筒 2.綿布

(2)屋内露出 (書庫、倉庫、機械室、共同溝)

- 1.保温筒 2.アルミガラスクロス

(3)天上内、パイプシャフト内

- 1.保温筒 2.アルミガラスクロス

(4)床下、暗渠内

- 1.保温等 2.ポリエチレンフィルム 3.防水麻布
- 4.アスファルトプライマー

(5)屋外露出

- 1.保温筒 2.ポリエチレンフィルム 3.外装材

5)空気抜管の保温は、不要とする。ただし、冷水管などの分岐点より500MMまでの部分は、当該管の保温種別による保温を行う。

6)膨張管(補給水管を含む)の保温は、当該管の保温種別による保温を行う。

7)膨張タンク(補給水タンク)の保温は不要とする。

8)標準仕様書第2編表2.3.2の注の10の(二)にかかわらず直接外気で換気されている部屋を通過する廻りダクトは保温を行う。なお、保温種別は表2.3.2の一般ダクトの項による。

9)ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット、パッケージ形空気調和機の排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の配水管の項による。

16. 設計温湿度条件

	外 気		室 内	
	温度(D.B)	湿度(R.H)	一般系統	
	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)
夏季		%		%
冬季		%		%

3 換 気 設 備	1. ダクト工法  2. ダクトの種別  3. 排気フード  4. その他	1) 矩形ダクト アングル工法とする。 ・ コーナーボルト工法 ( ・ 共板工法 ・ スライド工法 ) とする。 ただし、長辺の長さが 1,500mm を越えるダクトは、アングル工法ダクトとする。 2) 円形ダクトは、スパイラルダクトとする。  低圧ダクト ・ 高圧 1 ダクト ・ 高圧 2 ダクト  1) 排気フードは、ステンレス鋼板製とし、板厚は 1.0mm 以上とする。 2) 排気フードに取り付ける照明器具は、別途とする。 3) 排気フードに取り付ける照明器具ボックスは、防湿及び防油の性能を有し照明器具を容易に取り付け、取り外しができる構造のものとする。  チャンバー、吹出口、吸込口の材質、防煙ダンパー、たわみ継手、ダンパー類の大きさについては「冷房設備・ 空気調和設備」の当該事項による。
4 排 煙 設 備	1. ダクトの種別  2. 排煙口開放装置  3. 排煙風量測定	亜鉛鉄板製 ・ 鋼板製  手動及び遠隔操作の可能なもの ・ 手動  建築設備定期検査業務指導書(日本建築設備安全センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。
5 自 動 制 御 設 備	1. 中央監視制御  2. 中央監視制御装置の機能  3. 計装工事の配線	・ 有 ・ 無  ( ) 図による  使用する電線は EM 電線とし、規格は標準仕様書第 4 編表 4.2.12 の使用する電線類の規格による。(機器、盤類は除く) 屋外・ 屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠べいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
6 衛 生 器 具 設 備	1. 衛生陶器の色  2. 身障者用便器  3. 小便器洗浄方式  4. 自動水栓	衛生陶器の色は ( ・ 白 ・ 監督職員の指示による ・ ) とする。  ロータンク方式の場合は側面上部給水形とし、レバーは長柄レバーとする  小便器の洗浄方式は下記による。 ・ 個別感知方式(自動) ・ フラッシュバルブ(手動)  電源供給方式 ( ・ AC100V ・ 乾電池 )

	5. 小便器自動洗浄装置	小便器自動洗浄装置及び組込み小便器の洗浄水量は 4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量を制御できるものとする。
	6. 和風大便器耐火カバー	・ 設ける(ピット内は除く) ・ 設けない
7 給 水 設 備	1. 給水栓	湯沸室、台所、厨房内は泡沫水栓とする。
	2. 量水器	量水器は、計量法に定める検定合格品とする。 1)親メーター(貸与品 ・ 買取り)とする。 2)子メーター( ・ 貸与品 買取り)とする。
	3. 量水器柵	水道事業者指定品( ・ 貸与品 買取り) ・ 標準図 MC 形
	4. 配管材料	別表 - 3 による。ただし、下記のもの及び図示されたものを除く 水道引込部分(メーターまで) ( )
	5. 弁類	下記による。ただし図示されたものを除く。 1)弁の JIS の呼び圧力は下記による。 (1)水道直結部分[ ・ 10K ・ ]とする。 (2)その他の部分[ ・ 5K ・ ]とする。 2)弁類の呼び径は、接続される管の呼び径と同じとする。
	6. 水道引込負担金	要 ・ 不要
	7. 保温	保温は、全て不要とする。 ・ 保温、標準仕様書第 2 編 3.1.5 の施工箇所のうち ( ・ 地階 ・ 屋内露出 ・ 天井内 ・ パイプシャフト内 ・ ) とし、その他の箇所は不要とする。
	8. 地中埋設標	1)舗装部分は( ・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。 2)その他は ( ・ コンクリート製 ・ 鉄製)とする。
	9. 検針方式	・ 個別検針 ・ 集中検針
8 排 水 設 備	1. 配管材料	別表 - 3 による。ただし、図示されたものを除く。
	2. 洗面器等の排水管	洗面器及び手洗い器に接続する排水管の呼び径は、器具トラップより 1 サイズ大きいものとする。
	3. 流し等の排水管	公団型流しなどの床上露出部分の配管接続は本工事とし、その配管材料は接続される管の材質の如何にかかわらず、硬質塩化ビニル管(VP)としてもよい。
	4. 満水試験継手	標準仕様書第 2 編 2.4.8 による箇所のほか図示する箇所に取り付ける。
	5. 放流納付金等	・ 要 ・ 不要
	6. 試験	衛生器具等の取付け完了後に行う試験は ( 通水試験 ・ 煙試験) とする。

	7. 保温	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保温はすべて不要とする</li> <li>・ 保温(空調用の排水は除く)は標準仕様書第2編3.1.5の施工箇所のうち( ・ 地階 ・ 屋内露出 ・ 天井内 ・ パイプシャフト内 ・ )とし、その他の箇所は不要とする。</li> </ul>
9 給湯設備	1. 配管材料 2. 弁類 3. 保温材	別表-3による。ただし、図示されたものを除く。  下記による。ただし、図示されたものを除く。 1)弁のJISの呼び圧力は [ ・ 5K ・ 10K]とする。 2)弁類の呼び径は、接続される管の呼び径と同じとする。  保温材は( ・ ロックウール ・ グラスウール)とする。
10 消火設備	1. 配管材料 2. 弁類 3. 屋内消火栓箱 4. 消火器具 5. 建物導入部配管	別表-3による。ただし、図示されたものを除く。  下記による。ただし、図示されたものを除く。 1)弁のJISの呼び圧力は [ ・ 10K ・ 20K]とする。 2)弁類の呼び径は、接続される管の呼び径と同じとする。  ・ HB - 1A ・ HB - 1B ・ HB - 2A ・ HB - 2B ・ HB - 4A ・ HB - 4B  ・ 粉末( ) ・ 泡( )  標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)の( ・ (A) ・ (B) ・ (C))による。
11 厨房設備	1. 機器の寸法 2. 制御盤、操作盤 3. ボルト、ナット	表示された寸法は概略寸法とする。  ・ 製造者の標準形とする。 ・ 図示による。  据付に使用するボルト、ナット等はステンレス鋼製とする。
12 ガス設備	1. 配管材料 2. 充てん容器 3. 集合装置 4. 転倒防止等 5. ガスメーター	別表-3による。ただし、図示されたものを除く。  別途( ・ 50KG ・ ) × 本  標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による 本組  標準図(液化石油ガス容器転倒防止施工要領)の( ・ (A) ・ (B))による。  ガスメーターは、計量法に基づく検定対象のものは検定合格品とし、検定対象以外のものはガス事業者の承認したものとする。 ・ 親メーター( 貸与品 ・ 買取り) ・ 子メーター( ・ 貸与品 買取り)

	6. ガス漏れ警報器	本工事(図示による) ・ 別途工事
	7. ガス遮断装置	・ マイコンメーター連動方式 ・ 遮断弁連動方式
	8. 引込負担金等	・ 要( ・ 別途工事 ・ 本工事) ・ 不要
	9. 電気防食	・ 要 ・ 不要
13 排 水 処 理 設 備	1. 処理種別	・ 合併処理( ・ 接触ばっき方式 ・ 長時間ばっき方式) ・ 小規模合併処理( ・ 分離接触ばっき方式 ・ 嫌気ろ床接触ばっき方式)
	2. 形式	・ ユニット形 ・ 現場施工形
	3. 測定表	一定期間経過後、放流水質性能等を記入した測定表を提出する。
14 撤 去 工 事	1. 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	2. 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	3. 冷媒 (フロン系の回収)	冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、以下による。 1)冷媒の抜き取りは、フロン回収破壊法に基づき登録された第1種フロン類回収業者により行う。 2)冷媒の抜き取りは、高圧ガス保安法施行令関係告示(平成9年3月24日通商産業省告示139号)の規定に適合するフルオロカーボン回収装置及び付属品により行う。 3)フルオロカーボン回収装置から取り出した容器(冷媒が充填されているもの)は、高圧ガス保安法に従い適正に取り扱う。 4)監督職員に次の書類の写しを提出すること。 (1)第1種フロン類回収業者登録書 (2)フロン類回収量の記録
	4. 冷媒 (フロン系の破壊)	1)冷媒の破壊処理は、フロン回収破壊法に基づき許可されたフロン類破壊業者により行う。 2)監督職員に次の書類の写しを提出すること。 (1)フロン類破壊業者許可書 (2)フロン類破壊量の記録
	5. 冷凍機の処理	撤去された冷凍機は、冷凍機本体の主要な部分を穿孔するなどし、再使用することが不可能な状態にすること。

別表 - 1 機材などの検査又は試験の内容

機材等	検査又は試験の内容

別表 - 2 他工事との取り合い

工事内容	本工事	別途工事		
	機械	電気	建築	
機器の基礎	・ 屋内設置		・	・
	・ 屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	・	・	
	・ 屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)		・	・
	・ 架台、アンカーボルト		・	・
貫通スリーブ (梁、床、壁)	・ スリーブ		・	・
	・ 補強鉄筋	・	・	
	・ スリーブの穴埋め		・	・
箱入れ (梁、床、壁)	・ 箱入れ		・	・
	・ 補強鉄筋	・	・	
	・ 型枠の穴埋め		・	・
天上、壁の切り込み	・ 下地組み、ボード類の切り込み (吹出口、吸込口、消火栓など)	・	・	
外気取付ガラリ	・ ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	・	
換気扇の取付枠	・ 鋼枠		・	・
電気配管配線	・ 機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線		・	・
	・ 機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・		・
	・ 天上吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ管の配管	・		・
	・ 上記の配線		・	・
	・ パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・		・
	・ 上記の配線		・	・
	・ 電極棒及びフロートスイッチの本体		・	・
・ 上記の配管、配線	・		・	
自動制御	・ 電気配管	・	・	・
	・ 電気配線	・	・	・
	・ 電源供給	・		・
し尿浄化槽	・ コンクリート躯体	・	・	・
	・ 基礎コンクリート		・	・
	・ 基礎杭	・	・	・

	・ 根切り、埋戻し		・	・
	・ 残土処理		・	・
	・ 防護柵	・	・	・
	・ 土止め工事	・	・	・
	・ 保護砂	・	・	・
	・ 湧水処理	・	・	・
	・ 送風機室(換気用送風機を含む)	・	・	・
	・ 操作盤までの1次側電気工事	・		・
	・ 操作盤以降の2次側電気工事		・	・
樋	・ ルーフドレイン及び立て樋	・	・	
	・ 立て樋接続用埋設横引管	・	・	
流し類	・ 台所流し台、手洗い流し(SUS 人研ぎ共)	・	・	
	・ 同上配管接続		・	・
化粧鏡	・ 衛生陶器メーカー規格外の物		・	・
カウンター	・ はめ込洗面器のカウンター		・	・
身障者用手すり	・ 衛生器具回り		・	・
	・ その他手すり	・	・	
インサート	・ インサート		・	・

別表 - 3 - (1) 配管材料選定表

	屋 内 一 般	屋 外 露 出	土中(屋内)・(屋外)
冷温水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>
冷却水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(JWWA K 116)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(JWWA K 116)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(JWWA K 116)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448)</li> <li>・</li> </ul>
ドレン管	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>・ 硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>・</li> </ul>
膨張管 補給水管 (給水給湯共)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主管に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主管に準ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主管に準ずる。</li> </ul>

冷媒管	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(Lタイプ) (JIS H 3300)</li> <li>断熱材被覆銅管 (JIS H 3300)</li> <li>保温厚 ( ・ 10mm ・ 20mm)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(Lタイプ) (JIS H 3300)</li> <li>断熱材被覆銅管 (JIS H 3300)</li> <li>保温厚 ( ・ 10mm ・ 20mm)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(Lタイプ) (JIS H 3300)</li> <li>断熱材被覆銅管 (JIS H 3300)</li> <li>保温厚 ( ・ 10mm ・ 20mm)</li> </ul>
-----	---	---	---

注 1 空気抜き管は、主管と同じ材料とする。

別表 - 3 - (2) 配管材料選定表

	屋 内 一 般	屋 外 露 出	土中(屋内)・(屋外)
給水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道用硬質塩化ビニルライニング 銅管(JWWA K 116)</li> <li>水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742 (HIVP)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式) (JIS G 3448)</li> <li>水道用塩化ビニル管 (JIS K 6742(VP))</li> <li>耐火 2 層塩化ビニル管</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道用硬質塩化ビニルライニング 銅管(JWWA K 116)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式) (JIS G 3448)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道用硬質塩化ビニルライニング 銅管(JWWA K 116)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式) (JIS G 3448)</li> <li>水道用硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742 (HIVP))</li> <li>水道用塩化ビニル管 (JIS K 6742(VP))</li> <li>.</li> </ul>
污水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>耐火 2 層塩化ビニル管</li> <li>鉛管 (HASS 203)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューム管 (JIS A 5303)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (AS - 58)</li> <li>.</li> </ul>
雑排水管 雨水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>耐火 2 層管</li> <li>建物排水用リサイクル発砲三層硬 質塩化ビニル管 (AS - 59)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>建物排水用リサイクル発砲三層硬 質塩化ビニル管 (AS - 59)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒューム管 (JIS A 5303)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>.</li> </ul>
通気管	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>耐火 2 層管</li> <li>建物排水用リサイクル発砲三層硬 質塩化ビニル管 (AS - 59)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>建物排水用リサイクル発砲三層硬 質塩化ビニル管 (AS - 59)</li> <li>.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)</li> <li>硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)</li> <li>.</li> </ul>
給湯管	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(JIS H 3300) ( Mタイプ ・ Lタイプ)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(JIS H 3300) ( Mタイプ ・ Lタイプ)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅管(JIS H 3300) ( Mタイプ ・ Lタイプ)</li> <li>一般配管用ステンレス鋼管(拡管式)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (JIS G 3448)</li> <li>・ 被覆鋼管</li> <li>(JISH3330)</li> <li>・ 耐熱性硬質塩化ビニル管</li> <li>(JISK6776)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(JIS G 3448)</li> <li>・ 被覆鋼管</li> <li>(JISH3330)</li> <li>・ 耐熱性硬質塩化ビニル管</li> <li>(JISK6776)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(JIS G 3448)</li> <li>・ 被覆鋼管</li> <li>(JISH3330)</li> <li>・ 耐熱性硬質塩化ビニル管</li> <li>(JISK6776)</li> <li>・</li> </ul>
消火管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管</li> <li>(JIS G 3452)</li> <li>・ 圧力配管用炭素鋼鋼管</li> <li>SCH40、SCH80 (JISG3454)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管</li> <li>(JIS G 3452)</li> <li>・ 圧力配管用炭素鋼鋼管</li> <li>SCH40、SCH80 (JISG3454)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(WSP 041)</li> <li>・ SGP - VS、STPG - 370VS (SCH40)</li> <li>・ 一般配管用ステンレス鋼管(水槽中)</li> <li>・</li> </ul>
ガス管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管</li> <li>(JIS G 3452)</li> <li>・ ポリエチレン被覆鋼管</li> <li>(JISG3469)</li> <li>・ 塩化ビニル被覆鋼管</li> <li>・ 銅管(JIS H 3300)</li> <li>( M タイプ ・ L タイプ)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配管用炭素鋼鋼管</li> <li>(JIS G 3452)</li> <li>・ ポリエチレン被覆鋼管</li> <li>(JISG3469)</li> <li>・ 塩化ビニル被覆鋼管</li> <li>・ 銅管(JIS H 3300)</li> <li>( M タイプ ・ L タイプ)</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポリエチレン被覆鋼管</li> <li>(JISG3469)</li> <li>・ 塩化ビニル被覆鋼管</li> <li>・ 銅管</li> <li>(JIS H 3300) (L タイプ)</li> <li>・</li> </ul>

注 1 空気抜き管は、主管と同じ材料とする。

注 2 耐火 2 層管は(財)日本消防設備安全センター「性能評定」マークの貼付されたものを使用する。